

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者（指名指定）

境港水産物市場管理株式会社（境港市昭和町9番地7） 代表取締役社長 佐々木 六郎

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

756,437,000円（債務負担行為限度額 756,437,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	鳥取県営境港水産物地方卸売市場	境漁港
平成31年度	142,978,000円	7,207,000円
平成32年度	144,290,000円	7,273,000円
平成33年度	144,290,000円	7,273,000円
平成34年度	144,290,000円	7,273,000円
平成35年度	144,290,000円	7,273,000円

4 選定理由

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理について上記の団体を指名し、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、市場業務に精通しており、現在、県が行っている高度衛生管理型市場・漁港の整備状況に応じて、関係機関・関係者と連携した適切な管理運営を行うことができることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 審査委員会の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
小畑 正一（委員長）	鳥取県農林水産部水産振興局長
北野 岳之（副委員長）	北野岳之税理士事務所税理士
戸苺 丈仁	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
足立 明美	境港商工会議所女性会副会長
手島 加世	一般社団法人境港水産振興協会境港お魚ガイド

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月13日

境港水産物地方卸売市場及び境漁港の概要説明、審査要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年10月16日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須 配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の維持管理の基準 業務の外部委託 事故・事件の防止措置と緊急時の対応 個人情報保護等への対応 利用者等の要望の把握及び対応方針 	4 5
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容の妥当性 	1 5
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO14001・TEAS I種規格等の認証 当該施設の管理運営状況の実績評価 	3 5
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツに係る提案 	5

(4) 審査結果

審査基準	配点	境港水産物市場管理株式会社	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	施設の平等な利用を確保できるものである。
2	4 5	3 4. 8	<ul style="list-style-type: none"> ○高度衛生管理型市場としての供用開始に向けて、県や市場関係者と協議して策定する高度衛生管理マニュアルに基づく管理運営が行われるものと認められる。 ○設備を予防保全的に管理する経験とノウハウを持っている。 ○緊急時には、海上保安庁や境港管理組合とも連携した適切な対応が図られるものと認められる。
3	1 5	1 1. 8	<ul style="list-style-type: none"> ○外部委託を複数年のまとめ発注とするなどコスト削減意識を持っている一方で、市場が新しくなることに伴う必要な支出を県と連携して適切に行うことにより、施設利用者の期待に応えようとしている。
4	3 5	2 6. 2	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者3社で設立した会社であり、職員も市場業務に精通しており、経験もある。 ○市場関係者や漁業者の意見・要望を取り入れながら管理運営できる体制が確保されている。
5	5	0. 0	<ul style="list-style-type: none"> ○ネーミングライツに係る提案はない。
合計	1 0 0	7 2. 8	

※点数は出席委員4名の平均

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 市場関係者が、安全かつ衛生的、機能的な環境の下で活動できるよう施設の適切な管理運営を図るとともに、部外者進入禁止・小売行為禁止など条例上の規制や自主的ルールへの遵守の徹底を図られるよう管理運営する。
- 水揚げ岸壁及び休憩用岸壁の適切な管理、係船の適切な運用調整等を図り、漁業者の利用に支障がないよう管理運営する。

(2) 施設の設置目的に沿った業務の内容

- 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例に規定された利用の許可、施設使用料の徴収、県への収納業務及び施設設備の維持管理業務を行う。
- 鳥取県漁港管理条例に基づく施設の維持管理業務を行う。
- 現在、高度衛生管理型市場・漁港として整備中であることから、新たな施設設備の内容や工事の進捗状況を踏まえて、利用者の安全・安心、満足度の向上に全力を注いでいく。
- 高度衛生管理型市場としての供用開始に向けて、現在、市場利用協議会で策定中の高度衛生管理マニュアルの遵守を図られるよう管理運営する。

(3) 開場時間・休場日

- 開場時間：午前4時から午後7時まで
- 休場日：毎週日曜日、1月1日から1月4日まで、8月14日から8月16日まで、その他開設者が必要と認めた日

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 日常の巡視において施設設備に不具合がないかチェックリストを用いて点検するとともに、利用者の声に耳を傾けながら予防保全を迅速に行うことで、トラブルを未然防止する。
- 大型クルーズ旅客船の寄港の増加に対応し、境港管理組合等と連携した漁業者の海上事故の未然防止に努める。
- 災害・事故発生時においては、災害・防災マニュアルや消防計画等に基づき、県や海上保安庁等との連絡体制を確保しつつ、利用者の避難、誘導、安全確保等を図る。

(5) 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

- 日常的に市場関係者と情報交換して状況把握に努め、取り得る対策を迅速に実行するとともに、指定管理者として対応が困難な場合は、速やかに県と協議する。

(6) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：専務取締役、業務部長、設備部長、事務職員1名、監視員6名の計10名
- 非常勤職員：代表取締役社長、代表取締役2名、取締役3名、監査役3名の計9名